令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で令和８年度加古川市自主防災組織補助金（以下「補助金」という）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業　補助金の交付の対象となる事業をいう。

(2) 補助申請者　補助金の交付を申請するものをいう。

(3) 補助事業者　補助金の交付の決定を受けて補助事業を行うものをいう。

(4) 自主防災組織　アまたはイに該当する組織

ア 地域において自主的な防災活動を実施し、地震その他の災害の被害の防止及び軽減を図ることを目的として結成された組織（加古川市町内会連合会に属する町内会長・自治会長が率いるものに限る。）をいう。

イ マンション管理組合により結成された組織（アに掲げる組織に属さないものに限る。）

(5) 既設の組織　組織の結成時又は結成後に加古川市より補助金の交付を受けた自主防災組織をいう。

(6) 新設の組織　組織を結成後、加古川市より資機材整備に関する補助金の交付を受けていない自主防災組織をいう。なお、再結成、統廃合、分裂による結成は新設とはみなさない。

（補助金の種類等）

第３条　補助金の種類、範囲、補助率、上限額並びに対象となる資機材整備及び防災活動は、別表１及び別表２に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付申請書（様式第１号又は様式第２号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

３　市長は、補助申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

（決定の通知）

第６条　市長は、前条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、令和８年度加古川市自主防災組織補助金／交付／不交付／決定書（様式第３号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第７条　補助申請者は、前条第１項に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに文書をもって補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事業の変更又は中止）

第８条　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく令和８年度加古川市自主防災組織補助事業変更申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

２　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業を中止しようとするときは、直ちに令和８年度加古川市自主防災組織補助事業中止届出書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業終了後、速やかに令和８年度加古川市自主防災組織補助事業実績報告書（様式第６号又は様式第７号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を令和８年度加古川市自主防災組織補助金確定通知書（様式第８号）により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第５条第１項の規定により交付の決定をした補助金の額（第８条第１項の規定により補助金の額の変更を承認した場合にあっては、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに令和８年度加古川市自主防災組織補助金請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条　市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 暴力団等であり、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(5) その他この要綱又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。

２　市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（資機材の管理）

第13条　補助事業者は、補助事業終了後においても、整備した資機材について、責任をもって管理しなければならない。

２　補助事業者は、整備した資機材をみだりに処分又は他に譲渡してはならない。

３　補助事業者は、整備した資機材及び保管場所について、自主防災組織構成員へ周知しなけれ

ばならない。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日より施行する。

別表１（第３条関係）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">補助金の種類</td><td>性質</td><td>事業費補助</td></tr>
<tr><td>目的</td><td>自主防災組織が整備する資機材の購入及び修繕並びに防災活動において発生する経費の補助を行うことで、自主防災組織の育成及び活性化を図り、地域防災力の向上に資するため</td></tr>
<tr><td rowspan="4">補助金の範囲</td><td colspan="2" rowspan="2">資機材整備に関する補助</td><td>対象団体</td><td>１　新設の組織
２　既設の組織のうち、令和３年度～令和７年度に補助金の交付を受けていない団体</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>１　防災用資機材の整備を行うための資機材購入費
２　自主防災組織が保有する防災用資機材の修繕費</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">防災活動に関する補助</td><td>対象団体</td><td>自主防災組織</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>１　防災訓練及び防災啓発等の活動に要する経費
２　避難行動要支援者の避難支援等の活動に要する経費</td></tr>
<tr><td rowspan="4">補助率</td><td rowspan="3">資機材整備に関する補助</td><td rowspan="2">補助回数（累計）</td><td>１～３回</td><td>上限額までの金額に対して１０分の１０（千円未満切捨て）</td></tr>
<tr><td>４回以降</td><td>上限額までの金額に対して２分の１（千円未満切捨て）</td></tr>
<tr><td colspan="3">※同一年度内において、上限額の範囲内で複数回の申請が行われた場合であっても、補助回数は当該年度につき１回として取り扱う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">防災活動に関する補助</td><td colspan="2">上限額までの金額に対して１０分の１０（千円未満切捨て）</td></tr>
<tr><td>上限額</td><td colspan="2">資機材整備に関する補助</td><td colspan="2">組織の構成世帯数（当該年度の４月１日を基準日とする）に応じて下表のとおりとする。ただし、新設の組織は、申請日における構成世帯数とする。
<table>
<tr><th>【組織の構成世帯数】</th><th>【新設の組織】</th><th>【既設の組織】</th></tr>
<tr><td>300世帯以下</td><td>300,000円</td><td>150,000円</td></tr>
<tr><td>301世帯～600世帯</td><td>600,000円</td><td>300,000円</td></tr>
<tr><td>601世帯～900世帯</td><td>900,000円</td><td>450,000円</td></tr>
<tr><td>901世帯～1,200世帯</td><td>1,200,000円</td><td>600,000円</td></tr>
<tr><td>1,201世帯～1,500世帯</td><td>1,500,000円</td><td>750,000円</td></tr>
<tr><td>1,501世帯～1,800世帯</td><td>1,800,000円</td><td>900,000円</td></tr>
<tr><td>1,801世帯～2,100世帯</td><td>2,100,000円</td><td>1,050,000円</td></tr>
<tr><td>2,101世帯～2,400世帯</td><td>2,400,000円</td><td>1,200,000円</td></tr>
<tr><td>2,401世帯～2,700世帯</td><td>2,700,000円</td><td>1,350,000円</td></tr>
</table>
※以降、組織の構成世帯数を３００で除して得た数（小数点以下の端数があるときは小数第１位を切り上げる）に、新設の組織は３００，０００円、既設の組織は１５０，０００円を乗じて得た額を上限とする。</td></tr>
</table>

	防災活動に関する補助	自主防災組織ごとに３０，０００円とする。 ただし、複数の町内会で組織した自主防災組織が防災活動を実施する場合には、当該参加団体の合計数に３０，０００円を乗じて得た額とする。

別表２（第３条関係）

<table>
<tr><th>事業区分</th><th>用途</th><th colspan="6">対　象　資　機　材　・　対　象　経　費</th></tr>
<tr><td rowspan="20">資機材整備に関する補助</td><td rowspan="5">救出・救護</td><td>バール</td><td>丸太</td><td>ジャッキ</td><td>担架</td><td>はしご</td></tr>
<tr><td>のこぎり</td><td>おの</td><td>スコップ</td><td>鍬</td><td>なた</td></tr>
<tr><td>ペンチ</td><td>鉄製ばさみ</td><td>ハンマー</td><td>一輪車</td><td>エンジンカッター</td></tr>
<tr><td>チェーンソー</td><td>油圧式ジャッキ</td><td>ウィンチ</td><td>ＡＥＤ</td><td>テント（救護用）</td></tr>
<tr><td>手袋・軍手</td><td>ヘルメット</td><td>非常時照明器具等</td><td>救急セット・救助セット</td><td></td></tr>
<tr><td>情報伝達</td><td>メガホン</td><td>拡声器</td><td>トランシーバー</td><td>ラジオ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">初期消火</td><td>消火器</td><td>消火器用格納庫</td><td>消火栓備品</td><td>バケツ</td><td>可搬式動力ポンプ</td></tr>
<tr><td>可搬式散水装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難支援</td><td>車イス</td><td>リヤカー</td><td>誘導棒</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">避難所運営</td><td>毛布</td><td>畳マット</td><td>簡易ベッド（コット）</td><td>段ボールベッド</td><td>間仕切り</td></tr>
<tr><td>簡易トイレ</td><td>炊き出し用具</td><td>発電機</td><td>蓄電池</td><td>強力ライト</td></tr>
<tr><td>寝袋</td><td>コードリール</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>感染症対策</td><td>飛沫防止パネル</td><td>非接触型体温計</td><td>マスク</td><td>フェイスシールド</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防活動</td><td>ブルーシート</td><td>つるはし</td><td>掛矢</td><td>くい</td><td>ロープ</td></tr>
<tr><td>土のう袋</td><td>救命胴衣</td><td>救命ボート</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td>ビニールシート</td><td>ろ水機</td><td>揚水機</td><td>台車</td><td>整理棚</td></tr>
<tr><td>ガソリン携行缶</td><td>腕章</td><td>ビブス</td><td>雨衣</td><td>長靴</td></tr>
<tr><td>安全靴</td><td>保管庫</td><td>防災啓発用看板</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">上記対象資機材に、メーカーのカタログに記載されている専用の付属品がある場合、付属品についても補助対象とする。</td></tr>
<tr><td colspan="7">※１　拡声器については、避難誘導等における情報伝達時の使用を想定していることから、電池式かつ機動性に優れたものに限る。
※２　保管庫や消火栓ボックス等、土地の定着物については、設置場所の分かる位置図と土地管理者の使用許可書（管理者が個人の場合は承諾書）を添付のこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防災活動に関する補助</td><td>防災訓練及び防災啓発等の活動</td><td colspan="6">講習会等の資料やポスター等の作成経費　講師等謝礼　会場等借上げ料
放送機器やテント、椅子などの借上げ料　訓練等に使用する燃料費
その他防災訓練及び防災啓発等の活動に要する経費
※飲食や単に配布を目的とした物品等は、対象として認めない。ただし、活動時の水分補給を目的とした水、お茶又はスポーツドリンクについては、対象とする。
※資機材整備に関する補助の対象資機材については、訓練等に使用する場合であっても対象外とする。（例：消火器など）</td></tr>
<tr><td>避難行動要支援者の避難支援等の活動</td><td colspan="6">会場等借上げ料　消耗品費　印刷製本費　通信運搬費
※ただし、避難行動要支援者に係る連絡体制表の整備、又は、情報伝達等を試行すること。
※資機材整備に関する補助の対象資機材については、訓練等に使用する場合であっても対象外とする。（例：消火器など）</td></tr>
</table>

様式第１号（第４条関係）

令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付申請書【資機材整備】

年　　月　　日

加古川市長　様

住所
団体名
代表者氏名
電話番号

補助金の交付を受けたいので、令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第４条の規定により、次のとおり申請します。また、交付申請を行うに当たり、申請者は令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第５条第３項に規定されている暴力団等に該当しないことを誓約します。

補助事業の内容	防災用資機材の整備事業
自主防災組織の結成年月	年　　月　（　新設　・　既設　）
購入（修繕）資機材の名称及び数量	（購入）
	（修繕）
資機材の配置場所	
補助金交付申請額	円　（千円未満切り捨て）
資機材の整備予定時期	年　　月 頃
添　付　書　類	１　収支予算書 ２　資機材整備明細表 ３　自主防災組織の規約 ４　自主防災組織の役員名簿 ５　自主防災組織の活動区域図 ６　自主防災組織の組織表 ７　自主防災組織の活動計画書 ８　現有資機材一覧表 ９　資機材の購入（修繕）についての見積書（規格が明示されているもの）※１ 10　その他（　　）

※１　インターネット通販サイトでの購入も可とするが、出店店舗において見積書の発行が可能な場合は発行を依頼し添付すること。見積書の発行が不可の場合は、申請に必要となる項目が記載されているページを印刷し、提出すること。

様式第１号の別紙１

収支予算書

（１）収入の部

科目	金額	内容等
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

（２）支出の部

科目	金額	内容等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

様式第１号の別紙２　　資機材整備明細表

用途	No.	品名	単価	数量	金額	用途	No.	品名	単価	数量	金額
救出・救護	1	バール	円		円	救出・救護	21	手袋・軍手	円		円
	2	丸太	円		円		22	ヘルメット	円		円
	3	ジャッキ	円		円		23	非常時照明器具等	円		円
	4	担架	円		円		24	救急セット	円		円
	5	はしご	円		円	情報伝達	25	メガホン	円		円
	6	のこぎり	円		円		26	拡声器	円		円
	7	おの	円		円		27	トランシーバー	円		円
	8	スコップ	円		円		28	ラジオ	円		円
	9	鍬	円		円	初期消火	29	消火器	円		円
	10	なた	円		円		30	消火器用格納庫	円		円
	11	ペンチ	円		円		31	消火栓備品	円		円
	12	鉄製ばさみ	円		円		32	バケツ	円		円
	13	ハンマー	円		円		33	可搬式動力ポンプ	円		円
	14	一輪車	円		円		34	可搬式散水装置	円		円
	15	エンジンカッター	円		円	避難支援	35	車イス	円		円
	16	チェーンソー	円		円		36	リヤカー	円		円
	17	油圧式ジャッキ	円		円		37	誘導棒	円		円
	18	ウィンチ	円		円	避難所運営	38	毛布	円		円
	19	ＡＥＤ	円		円		39	畳マット	円		円
	20	テント（救護用）	円		円		40	簡易ベッド（コット）	円		円
小計			円			小計			円		
合計									円		

様式第１号の別紙２　　資機材整備明細表

用途	No.	品名	単価	数量	金額	用途	No.	品名	単価	数量	金額
避難所運営	41	段ボールベッド	円		円	活動 水防	61	救命ボート	円		円
	42	間仕切り	円		円	その他	62	ビニールシート	円		円
	43	簡易トイレ	円		円		63	ろ水機	円		円
	44	炊き出し用具	円		円		64	揚水機	円		円
	45	発電機	円		円		65	台車	円		円
	46	蓄電池	円		円		66	整理棚	円		円
	47	強力ライト	円		円		67	ガソリン携行缶	円		円
	48	寝袋	円		円		68	腕章	円		円
	49	コードリール	円		円		69	ビブス	円		円
感染症対策	50	飛沫防止パネル	円		円		70	雨衣	円		円
	51	非接触型体温計	円		円		71	長靴	円		円
	52	マスク	円		円		72	安全靴	円		円
	53	フェイスシールド	円		円		73	保管庫	円		円
水防活動	54	ブルーシート	円		円		74	防災啓発用看板	円		円
	55	つるはし	円		円						
	56	掛矢	円		円						
	57	くい	円		円						
	58	ロープ	円		円						
	59	土のう袋	円		円						
	60	救命胴衣	円		円						
小計			円			小計			円		
合計									円		
総計									円		

様式第２号（第４条関係）

令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付申請書【防災活動】

年　　月　　日

加古川市長　様

住所
団体名
代表者氏名
電話番号

補助金の交付を受けたいので、令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第４条の規定により、次のとおり申請します。また、交付申請を行うに当たり、申請者は令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第５条第３項に規定されている暴力団等に該当しないことを誓約します。

補助事業の内容	防災活動事業（防災訓練・防災啓発等・避難行動要支援者）
補助金交付申請額	円　（千円未満切り捨て）
事業の目的 及び内容	
添　付　書　類	１　事業計画書 ２　収支予算書 ３　防災活動に要する経費の見積書等 ４　連携事業計画書 ※複数の自主防災組織（２団体以上）が連携して防災活動を実施する場合に限る ５　その他（　　）

様式第２号の別紙１

事業計画書及び収支予算書

１　事業計画書

（１）事業名　防災活動事業（防災訓練・防災啓発等・避難行動要支援者）

（２）参加人数または、避難行動要支援者数　　人　（申請日時点）

（３）事業計画

実施時期（予定）	内容等	備考

２　収支予算書

（１）収入の部

科目	金額	内容等
	円	
	円	
	円	
合計	円	

（２）支出の部

科目	金額	内容等
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

様式第２号の別紙２

連携事業計画書

連携する自主防災組織数　　団体（申請日時点）

No.	組織名	住所	代表者氏名	連絡先	補助金交付申請額 （千円未満切り捨て）	備考
1					円	
2					円	
3					円	
4					円	
5					円	
6					円	
7					円	
8					円	
9					円	
10					円	

様式第３号（第６条関係）

交　　付
令和８年度加古川市自主防災組織補助金　　決定書
不 交 付

第　　号
年　　月　　日

様

加古川市長
（　公　印　省　略　）

補助金の交付について次のとおり決定しましたので、令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第６条第１項の規定により、通知します。

補助事業の内容	防災用資機材の整備事業 防災活動事業（防災訓練・防災啓発等・避難行動要支援者）
交付申請年月日	年　　月　　日
交付の可否	交　付　　不交付
交付決定額	円
不交付の理由	
備　　考	

様式第４号（第８条関係）

令和８年度加古川市自主防災組織補助事業変更申請書

年　　月　　日

加古川市長　様

住所

団体名

代表者氏名

防災用資機材の整備事業／防災活動事業の内容を変更したいので、令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

交付決定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
変更内容	
変更理由	
補助金の額	変更後の額　　円 変更前の額　　円 差引増減額　　円
その他	

様式第５号（第８条関係）

令和８年度加古川市自主防災組織補助事業中止届出書

年　　月　　日

加古川市長　様

住所

団体名
代表者氏名

防災用資機材の整備事業／防災活動事業を中止したいので、令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第８条第２項の規定により、下記のとおり届出ます。

交付決定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
中止理由	
その他	

様式第６号（第９条関係）

令和８年度加古川市自主防災組織補助事業実績報告書【資機材整備】

年　　月　　日

加古川市長　様

住所
団体名
代表者氏名

令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第９条の規定により、補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助事業の内容	防災用資機材の整備事業
交付決定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
補助金交付決定額	円
補助金精算額	円
事業の実績報告	
添付書類	１　収支決算書 ２　資機材整備明細表 ３　資機材の購入（修繕）についての領収書 ４　資機材の保管場所の位置図 ５　保管場所の写真 （資機材の保管場所であることが明示されたもの） ６　資機材の写真 ７　その他（　　）

様式第６号の別紙１

収支決算書

（１）収入の部

科目	金額	内容等
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

（２）支出の部

科目	金額	内容等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

様式第７号（第９条関係）

令和８年度加古川市自主防災組織補助事業実績報告書【防災活動】

年　　月　　日

加古川市長　様

住所
団体名
代表者氏名

令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第９条の規定により、補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助事業の内容	防災活動事業（防災訓練・防災啓発等・避難行動要支援者）
交付決定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
補助金交付決定額	円
補助金精算額	円
事業の実績報告	
添付書類	１　事業成果報告書 ２　収支決算書 ３　連携事業報告書 ※複数の自主防災組織（２団体以上）が連携して防災活動を実施した場合に限る ４　事業を実施したこと、補助を受けて購入した物品等が確認できる写真等 ５　防災活動に要した経費についての領収書 ６　避難行動要支援者に係る連絡表※避難行動要支援者の避難支援等の場合 ７　避難支援等活動報告書※避難行動要支援者の避難支援等の場合 ８　その他（　　）

様式第７号の別紙１

事業成果報告書及び収支決算書

１　事業成果報告書

（１）事業名　　防災活動事業（防災訓練・防災啓発等・避難行動要支援者）

（２）参加人数または、
　　避難行動要支援者数　　人　（報告日時点）

（３）事業報告

実施時期	内容等	備考

２　収支決算書

（１）収入の部

科目	金額	内容等
	円	
	円	
	円	
合計	円	

（２）支出の部

科目	金額	内容等
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

様式第７号の別紙２

連携事業報告書

連携した自主防災組織数　　団体（報告日時点）

No.	組織名	住所	代表者氏名	連絡先	補助金清算額 （千円未満切り捨て）	備考
1					円	
2					円	
3					円	
4					円	
5					円	
6					円	
7					円	
8					円	
9					円	
10					円	

様式第８号（第10条関係）

令和８年度加古川市自主防災組織補助金確定通知書

第　　号
年　月　日

様

加古川市長
（　公　印　省　略　）

補助金の額を確定しましたので、令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第10条第１項の規定により、通知します。

補助事業の内容	防災用資機材の整備事業　／　防災活動事業
交付決定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
補助金確定額	円
備　　考	

様式第９号（第10条関係）

令和８年度加古川市自主防災組織補助金請求書

年　　月　　日

加古川市長　様

住所
団体名
代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第10条第２項の規定により、次のとおり請求します。

<table>
<tr><td>補助事業の内容</td><td colspan="3">防災用資機材の整備事業　/　防災活動事業</td></tr>
<tr><td>補助金確定通知（交付決定）の年月日及び番号</td><td colspan="3">年　　月　　日　　第　　号</td></tr>
<tr><td>補助金の請求額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td>補助金の受取方法</td><td colspan="3">□　口座振込　・　□　現金支払い</td></tr>
<tr><td rowspan="5">口座振込先</td><td>金融機関名</td><td colspan="2">銀行
金庫　　支店
農協</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>口座名義</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>預金種別</td><td>普通・当座
※○で囲んでください</td><td></td></tr>
</table>

様式第10号（第12条関係）

令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付決定取消通知書

第　　号
年　月　日

様

加古川市長
（　公　印　省　略　）

補助金の交付の決定を取り消しましたので、令和８年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱第12条第２項の規定により、通知します。

補助事業の内容	防災用資機材の整備事業　/　防災活動事業
交付決定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
取り消した補助金の額	円
取り消しの原因となる事由	
備　　考	